

令和8年度豊築地域共通ブランド商品開発業務 委託仕様書（案）

1 目的

県境地域プロモーションの一環として、豊前市・吉富町・上毛町・築上町の豊築地域の関係市町（以下「関係市町」という。）が連携した共通ブランド商品を開発することにより、豊築地域のブランド力を向上することを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度豊築地域共通ブランド商品開発業務

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 市場調査

① デザイン・商品企画

- 各関係市町の特産品を活用した新たなブランド商品の開発を目指す。開発した商品は、将来的に地元企業で継続的に生産することができるものとする。
- 活用する特産品の食材リストは県が提供する。
- ブランド商品のコンセプト、デザイン、ネーミング等は、県及び関係市町と協議の上決定する。
- 将来的にふるさと納税の共通返礼品として活用することができる商品の開発を目指すこととする。

② 飲食店向け・消費者調査

- 福岡都市圏の飲食店等でのテスト販売を見据え、飲食店や消費者のニーズ、市場動向に関する調査を行う。
- 調査結果を踏まえ、魅力的な商品開発やプロモーション戦略を検討する。

(2) 商品開発

① シェフ・専門家の選任

- 豊築地域の特産品を最大限に活かし、地域共通ブランド商品の開発を指導・監修できるシェフや専門家を選任する。
- 選任されたシェフ・専門家は、試作品開発において技術指導やアドバイスをを行い、商品の品質向上に貢献する。

② 試作品設計・開発

- 選任されたシェフ・専門家の指導のもと、市場調査結果を踏まえ、豊築地域の特産品を用いた新たなブランド商品の試作品を開発する。
- 開発された試作品は、地域の関係者、県及び関係市町の意見を募り、改良を重ねる。
- ブランド商品のコンセプト立案、デザイン、ネーミング、商品パッケージデザイン等の検討・提案を行う。
- 開発したレシピは地元企業に提供するとともに、原材料の調達、加工、生産に関する情報提供を行う。

(3) テスト販売

① 福岡都市圏の飲食店でのテスト販売

- 福岡都市圏の飲食店と連携し、開発したブランド商品のテスト販売を実施する。
- テスト販売を通じて、消費者からのフィードバックを収集し、商品の最終調整に役立てる。
- テスト販売の実施期間や店舗選定については、県と協議の上決定する。

5 完了報告書及び成果物の提出

本業務の報告書、成果品及び提出期限については、以下のとおりとする。

- ① 実施内容をまとめた報告書（紙媒体及び電子データ）
- ② 開発した共通ブランド商品の試作品（上記4（2））のレシピ及び試作完成品
 - ※ ②の詳細や納品場所別の納品個数については、県と別途協議の上、決定すること。
 - ※ ①、②の提出期限は令和9年3月31日（水）とする。

6 事業実施上の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た機密を保持し、他に漏洩してはならない。契約終了後も継続して機密保持の義務を負うこと。
- (3) 個人情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱わなければならない。契約終了後においても同様とする。
- (4) 契約時に、暴力団排除措置のための「誓約書」「役員名簿」を提出すること。
- (5) 本業務の実施に当たり、以下の段階で県と対面又はオンラインにより協議を行うものとする。
 - ・ 業務着手時
 - ・ 中間打合せ（随時）
 - ・ 報告書等作成前
- (6) 本業務の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取組があれば、業務想定額の範囲内で随時提案すること。
- (7) 本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受注者の責任において処理・解決するとともに、県及び関係市町に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (8) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県の承認を得た場合はこの限りではない。

7 制作物に関する権利の帰属

- (1) 著作権等の知的財産権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、関係市町に関する成果物は関係市町に帰属する。
- (3) 業務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は商品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ県に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (5) 上記（1）（2）（3）（4）の規定は、「6 業務実施上の留意事項」の（8）により第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、県と別途協議の上、決定する。

8 その他

この仕様に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、県と協議をして定めるものとする。